

「古万葉」と長屋王派

高野正美

一、序

何時、誰が、如何なる事情でという詳細な点は除いて極く大まかな言い方をすれば、万葉集の成立に関する論議は古く二十巻を一括して勅撰と考え、その編纂の時期が問題にされてきたが、勅撰説が否定されて以来各巻々の形成が問題になり、さらに各巻々の性格や形成の過程が問われ、現今では一卷がどのような資料より成るかさえ判明するに至っている。長足の進展といえるわけだが、形成の複雑さが明らかになるにつけ、もっとも素朴な疑問としてある「万葉集」という書名は形成のどの時点で突出されたのか、如何なる意図で編纂に着手したのかについてはかえってわかりにくくなってしまったと私には思える。というよりも従来成立論では命名や意図はあまり問題にされていないといった方が実情に近いかもしれない。ところがこの両者は本来一体のものであるはずで、もし問いかけが不十分であるとすれば、それは真実の半面しか語らないことになる。両者の総体的、有機的な把握の中に成立、形成の問題は語られるべきであろう。

巻一、二が勅撰であるか否かはともかくとして現万葉集中もっとも古い部分であることは誰しも認める事実であり、題詞の書式により年月の明記されているものとそうでないものとで大別されることも広く認められている。ここでいう「古万葉」とは巻一、二の中の年月の明記されていないものの総体をいうのだが、これは「原万葉」と称される現万葉の核となった資料としてあったのではなく、書名と三部立の施された整った歌集としてあったと私は考えている。

二、採録と編纂

編纂の意図について古く徳田浄氏は従前の説として作歌の棗に供するため、歌学の勃興による国史編撰の資料、漢文学に対抗した和歌集の誇示などをあげ、これらを肯定的に評価した上でさらに自身も「最も嫌疑の濃厚なものは国史の撰修と相伴つて経世修身の具として編纂され、それが類聚歌林の編纂法から影響を受けたと思はれることである。」とその考察の結果に「経世修身」を据えた。⁽¹⁾一方、尾山篤二郎氏は卷一・二は詩経に做つたもので「新興音楽の歌詞」だと規定している。⁽²⁾また近くでは伊藤博氏の「当代の宮廷人に作歌の勉強を要請し人間の様な生き方や情操をわきまえさせるために編纂」されたもので、「歌道参考書」であり、人生教養書であると同時に、高次の意味での「人生娯楽書」として「後継者たるべき皇子、皇女の教育を真の対象として造型されたもの」だとの意見を見る。⁽³⁾他にこれらに類した説は多くあると思われるが、当面はその経過が問題なのではなく、果してこれらに代表される意見に編纂の意図が見い出せるか否かにある。

徳田氏が「経世修身の具」という時、その脳裡にあるのは万葉集には「悪意を含む歌は唯一首しかなく、それも他の答歌を掲げるために引合ひに出された」ということであり、かかる万葉の在り方が「正雅の志を述べて修身経世に資するものがある所以」と考えているからだが、歌に、「悪意」が含まれるとは如何なることなのか、誰に対して、また何を以て「悪意」と判定するのか模糊として推察も難く、かりに氏のいう「悪意」が無いにしても、そのことが即刻「修身経世に資する」というには飛躍があるろう。では尾山説の如きものであるろうか。確かに日本書紀が中国の史書に做つて計画されたように、万葉集の企てには漢詩集の刺激を必要としたらう。だがそれは詩経に做つた等という直接的な関係ではなく、詩集を編むという行為とか、その文化的な気運といった類の影響で、それはより間接的な在り方であつたと思われる。また伊藤説では「歌道参考書」というが、「歌道」なるものは後世に現れたもので、万葉の時代にそれを想定すること自体かなりの無理があり、恐らくここでいう「歌道」とは「規範」程度の意味なのであるろう。しかし、規範が示されその学習が要請されるような状況が当時の「歌」の置かれた状況としてあつたであろうか。もっともそれが必要と思われる儀礼歌について考えてみても、記紀の歌謡中に散見する如き類型化され、一定

のパターンを持ったものであれば、その「場」にふさわしく多少言葉を置きかえる程度で済んだはずで、とりたてて学ぶ必要もなかったろうし、人麿の歌の如きは学んだからとて誰しも容易に詠める類のものではなかったろう。よしんば人麿の歌が参考にされたとしても、それは資料の保管に当たった図書寮の如き所を通してであって、万葉集から直接するものではあるまい。しかもそれに該当する人物は八宮廷詞人として想定される程に極く僅かである。一方、人の「生き方や情操をわきまえさせる」というのであれば、状況を捨象した歌だけよりも、より詳しく状況の語られている散文も伴った古事記の如きがふさわしいのではないか。この散文を切り離して歌を自律させた所に「古万葉」の出現が考えられるわけで、これでは何故に歌の自律が可能であったかの説明に支障をきたす。また、歌の機能として直接に「生き方や情操」の育成に資するとも思えない。というのも首皇子（聖武）に当代の碩学が仕えたが多く漢学の徒で、和歌を以ての「生き方や情操」の教育ではなかったし、皇子、皇女をとりまく人々が想定されるにしてもそれと類同のものとして理解できるからである。ということから従来に諸説に対しては、いづれも否定的にならざるをえない。

一体、歌集を編むという行為は何であったのかという問いかけは「古万葉」に関する限りかなり難しい問題である。というのは一応宮廷関係者の作で占められているとはいえないものの、国見とか從駕の席に献呈された賛歌、或は天皇や皇子への挽歌など然るべき儀式の歌が採録されている反面、妻の死を悼む人麿の作に見られるごとき個人的、私的な作も含まれている。由緒ある公的な歌で占められているものでもなければ私的な感情を詠んだ歌で統一されているわけでもない、両者の合わさったものである点に採録の基準の模糊としている一因がある。と同時に儀式歌は一定の目的を持って非日常的な場で誦詠されていたと思われるが、編纂者はそれをどのように意識していたかという問題もある。たとえば挽歌は鎮魂をその目的にしているといわれるが、鎮魂という意識の下に編纂が意図されたかどうか、この辺をどう考えるかによって編纂の意図もずい分違ったものになってしまう。この点を見定めることなしに「古万葉」の編纂は解決不可能かと考える。

「古万葉」の歌が当時の歌のすべてでなかったことは卷三・四・八にも同時代の歌が採録されている事実からしても明白である。このことは「古万葉」はある種の価値観の上に採録されたことを物語っているが、この採録の基準ともいふべきものが由緒の有無にあるのではないことは、卷三の雑歌に天皇の雷丘に御遊の時の歌や、新田部皇子の獵路

の池に遊ぶ時の歌、挽歌に聖徳太子の歌などの在ることからも明白である。物語的興味、関心という点からいえば、但馬皇女歌群(211-146)と穂積皇子の悲傷歌(212-13)とが分けられるいわれはないし、大津皇子に関する歌群(2105-110)(2163-6)とと同様である。これらはそれぞれ相聞と挽歌に分類されているが、これは分類が物語的興味、関心に優先したことを示している。この点人麿歌群と同様である。この場合歌集の当初は分類が施されてなかったともいえるのだが、たとえそうであっても大津皇子の臨死の歌が一連の歌群から漏れて他巻にあることの説明がつかない。

ところで歌が文字で記録されるということは、それぞれの歌の保有する「場」を喪失することでもある。当時挽歌が鎮魂という機能を有していたようだが、それは制作時において然るべき「場」に在ることで機能していたのであって、記載された歌集という一定の枠に定着した段階では既その機能を喪失しているといつてよい。それが再び機能するとしたら然るべき「場」に戻されねばならないのだが、「古万葉」は特定の人物の愛や死といった一回性を基調としてあり、特殊なものを除いては部分的な変更で「場」に回帰の可能なものではない。つまり作歌の動機に鎮魂が考えられ、その歌が然るべく機能したということと、歌の記録整理自体が鎮魂であることは等しくない。鎮魂という古代的心性は後者にはなく前者の形において有効であったので、歌を集め記録すること自体は鎮魂とはまったく無関係な行為であったらう。

否定的な言辭を連ねてきたが、要は由緒ある歌であるとか物語的興味、関心とかいった点だけに採録の基準を求めたり、鎮魂といった古代的心性を持ち出してこの問題は語れないということである。そこで示唆的なのが太田善麿氏の次のような指摘である。それは当時伝存した歌が偶然のほずみから漫然と掻き集められたのではなく、「ある関心、要求、主張をよりどころとして、意図的に撰修」されたもので、「非日常的なものの実感という点に基準をおいて採録」されたとするものである。非日常的なものとは「生死につながる無底的なもの」で、「それを日常の中に、日常に即して実感するところに言語による創造——歌の契機を見出したのであろう。しかしそれは恐らく意識的にはない。全存在を揺り動かされるごとき体験を通して、非日常的なものの実感を得ていたのであろう。その情念の激しさにおいて、その情感の深刻さにおいて、あるいは人の言葉への対応の深切さ、諧和の深密さにおいて、日常的なも

のをつき破った実感に、価値のよりどころが求められたと見られる。」

難解は文章なので曲解の恐れはあるが、当面の課題に即して言えば、ことばによって形象された人間内奥の機微を歌の中に実感し、そこに価値を見出したということになるか。ことばを変えれば人間の生を実感したともいえる。情感とか情感といった模糊として捉えにくい動的なもの、それに的確に機能していたのが当時であつては歌であつた。宮廷人の作で占められているとはいへ、そこに多彩な作の入り混じっているのもこの点に基準を求めたが故であろう。いわば文学として人間への共感の中に採録の基準は設定されたのであつた。ただこれを唯一の拠り所として他を排他的に扱つたというのではなく、採録に当つては由緒や物語性も加味されたと思うが、第一義的には人間への共感、文学性を考えるのが妥当かと思う。編纂の問題はこの文学性を基本に据えることなしにはほとんど意味を為さないと私は考えている。

三、記紀の成立と古万葉

「詩」が自覚されるに至つたのは奈良朝を待たねばならなかつたが、文学性を採録の基準とする「古万葉」の形成もこの時期に想定できるので、時期をあまり隔てずして成つた記紀との関連にも触れておく必要がある。

古事記の成立意図に関しては序文を基に考えられたり、後宮との関連で説かれもするが、これらとは全く別にも考えられる。序にいう諸家の帝紀や旧辞が「正実に違ひ多く虚偽を加」⁽⁵⁾えている事実を天武天皇が知るに至つたのは、十三年の八色の姓制定による氏族改変の動向を除いては考えられない。この記事に先立つて十一年八月の条に考選は氏族及びその人の素行業績を考えて定めるが、官人としての行為能力にすぐれても氏族の定まらぬ者はその類には入らぬという主旨の記事がある。天武天皇はこの頃官人の登用に際し、氏族の由緒来歴を知る必要から各氏族の祖先の記など提出させ、「正実に違ひ」「虚偽を加」⁽⁵⁾えられている事実を知つたと推測されるが、それらを整理して「正実に違ひ」ぬものとして新たに認定されたのが十三年の八色の姓に基づいた賜姓であつた。この時点で天武天皇が「正実に違ひ」「虚偽を加」⁽⁵⁾えていると指摘したのは氏族の出目についてであつたと思われる。書紀の編纂は天武十一年の川島皇子、忍壁皇子等に帝紀および上古の諸事を記さずという記事を以て着手され、この正史に載録される

べき由緒ある氏族もほぼこの時点で決定を見たときである。以後これを基調にすえて編纂が進められていったと思われるが、この時点で正史に記載されず、出自の認定されなかった氏族にはある危機感があつた。具体的には次のような事実を基にする。

○神武記

(日子八井命) 茨田連、手島の祖。

(神八井耳命) 意富臣、小子部連、坂合部連、火君、大分君、阿蘇君、筑紫の三家連、雀部造、小長谷造、都祁直伊余国造、科野国造、道奥の石城国造、常陸の仲国造、長狭国造、伊勢の船木直、尾張の丹羽臣、島田臣等の祖。

○安寧記

(師木津日子命の子、二王坐しき。一りの子孫は) 伊賀の須知の稻置、那婆理の稻置、三野の稻置の祖。

懿徳記

(当芸志比古命) 血沼の別、多遅麻の竹別、葦井の稻置の祖。

○考昭記

(天押帯日子命) 春日臣、大宅臣、栗田臣、小野臣、柿本臣、志比草臣、大坂臣、阿那臣、多紀臣、羽栗臣、知多臣、牟那臣、都怒山臣、伊勢の飯高君、志師君、近淡海国造の祖。

(——印は天武紀十三年賜姓の氏。無印は記にのみあらわれる氏。)

神武記の日子八井命は書紀にはなく、神八井耳命は神八井耳として登場するが始祖に関する所伝はない。安寧紀では磯城津彦命は猪使連の始祖とのみある。懿徳記の当芸志比古命に相当する人物は書紀では武石彦奇友背命とあるが始祖の所伝はなく、孝昭紀においても相当する人物は天足彦国押人命としてあり、単に和珥臣等が祖とあるのみである。これらはその一部分であるが、ここで特徴的なことは、書紀にはなく古事記のみに記されている氏族は大和周辺においては弱少の、地方にあっては国造をはじめとした豪族層が列挙されていることである。これらは中央の有力氏族からすれば中小の弱少氏族といえるが、事実は中央に服属する過程で伝承の中に組み入れられた氏族であつたろう。これを氏族の側から見れば中央の巨大な力を背にすることでそれぞれの地に勢力を保ち得た——宮延の古伝承の

権威に拠り所を求めて氏族の体面を保ち得たのだが、それが新たに企画された正史の中で削られ、中央の血すじを失うことは彼等にとつて氏の存亡にも連なる重大な問題として意識されたに違いない。先に危機感といったのはこのことをいう。

また、天皇即国家という古代豪族的な天皇が律令制の中の天皇に変貌しようとするとき、言い換えれば祭政一致の世界では祭は政の指導原理としてその権威は絶大なものとしてあったが、祭政の分離によって相対的に祭は実質的な権威を喪失していく。とはいえ、国家的祭祀として然るべき権威は掌握していたが、この国家的祭祀の中核として勢力を温存できたのが中臣氏と忌部氏であった。古くからの神事を司る家柄としての稗田氏はここに祭祀の中核から離れて衰退の途をたどっていたといつてよい。古事記の天孫降臨神話で活躍する稗田氏の祖、天鈿女命は書紀の本文にはなく、一書第一にのみ伝えられるだけであるのもこの間の事情を語つていよう。古伝承にすぎり神事の家柄を誇つてきた稗田氏は、正史におけるこの不当な扱いに危機感を抱いたのは当然であろう。これは先の中小弱少氏族と利害を等しくする危機意識であり、ここに両者の志向の一致を見ることが出来る。当時の体制を支えた有力氏族、その体制の側で正史たる書紀は企画編纂されたのだが、この主力たり得なかつた氏族は自らの体面を保持するためにも己れの側の歴史、もう一つの正史を綴る必要に迫られていた。ここに古事記の組織的に記録される主な要因があったと思われる。古事記などが宮廷の語部によって伝承され、語られる「場」がある限りそれをあえて記録する必然はどこにも見当たらない。古事記の成立以前に既に資料となつた記録があつたと考えられているが、その記録とて系統的に整理されたものではなく、語部の「語り」の際の補助的な役割を荷なつたものであつたらう。私が記録の要因を別に求めた一因はここにある。この記録を太安万侶が担当したのも単に学識があつたという偶然ではあるまい。安万侶は書紀の編纂にも関係したとわれているが、漢風に潤色された記録が古伝承そのものを大きく変えてしまふことにある憤りを感じたに違いない。先にも触れたように氏族の出目について「正実に違ひ多く虚偽を加」えている点を天武天皇が指摘したのはそれに近い事実としてあつたと思われるのだが、安万侶はこれを曲解し古伝承さながらの記録こそ天武帝の意志として理解していたのだと思われる。序にみられる表記への異常なまでの執着は漢風に潤色された書紀への不満を古事記で果そうとした結果であろう。このように考えると記における序文と本文との違和感も解ける。天武

帝は古事記の成書化には関知しなかったのだが、古伝承さながらの記録と考えた安万侶の理解は別で、これにもう一つの正史としての権威を与えようとしたのだと考えられる。序文の格調高さは古事記の権威の宣言でもあったわけで、この意味での安万侶の偽りであった。

一方、書紀は当代の体制を支える主流の側で企画されたのであったが、単に対外的な意識によってのみ企画されたとは思われない。対外的にも対内的にもその必然はあった。過去が想起される意識の在り方には大まかに二通りが考えられる。過去の栄光にすぎることと現在が保たれている場合、いわば過去の事績に支えられて現在が生きられているという意識の在り方がその一つであり、他は現在を維持し、より強固にするために過去が想起される場合である。後者という過去は単に想起されるというより、むしろ現在の意識で積極的につくり出されたもの——現在の維持に積極的に働きかける過去といった方が真実に近い。現在を確保するものとして過去をつくり、現在をより強固にすることは未来への存続を計っての行為であり、この現在には未来への志向が顕著である。ところが前者は積極的な現在の意識でつくり出された過去ではなく、既につくられて在る過去を想起するという過去への志外の上に立っている。この過去へのベクトルの作用の中に成ったのが古事記であり、未来へのベクトルを原動力として成ったのが書紀であった。つまり、現在を過去とともに生きる人々の希求として古事記は成書化されたのであり、現在が過去をつくり出すという形の歴史として成書化を見たのが書紀であった。両者の歴史感覚はまるで逆であり、古事記が書紀に先立って編纂され、序によってその正当性を強く主張したのも以上のように考えると納得できる。さらに両者は次のようにもいえる。ある事柄が行なわれようとする時、多くつきまとうのは反作用としての抵抗である。書紀の積極性に対する抵抗、それが古事記であったのだと。

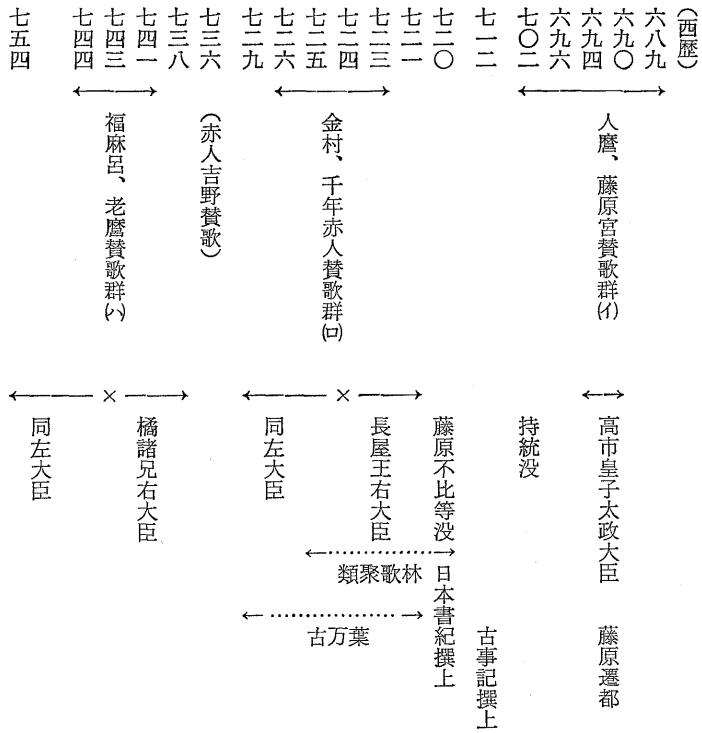
この未来を志向する書紀には古事記にない新しさがある。大極的には対外的意識として芽生えたもので、広く中国の史書に做った歴史感覚とでもいふべきものであるが、具体的には形態の相違としてもある。表記の面で正確ではないにせよ漢文を以てしようとした点もそうであるし、編年体を做ったというだけでなく、元来このような形での時間意識の無い世界に時間を持ち込んだという点で重大な意味がある。過去から現在へ、さらに未来へと続く直線的な時間の流れを歴史に定位させたことは単に時間意識の変革にとどまらず、歴史意識をより鮮明にしたことでもあった。ま

た、一書云、一云等の異伝の注記も詳しく、これの注記の方法は漢書や三国志に做ったともいわれているが、これも単に中国の史書に做って体裁を等しくしたという消極的なことだけではあるまい。積極的に異伝の存在にもある価値を見出し、それを尊重しようとする態度の現われでもある。この資料の扱いの面にも古事記にない新しさがあつる。とはいえ書紀がこの態度を一貫して持っていたわけではない。例えば氏族の出自に關しては体制を強固にするための改変を行ない、古事記に見られる別伝には目を閉じている点もその一つであらう。書紀は持統朝で終つてゐるが、大宝律令を基本にすえ、藤原不比等を首班とする文武朝が書紀成立の当時における革新の黎明として意識され、それ以前と區別していたが為であらう。

「古万葉」は形態の上でこの書紀に近い關係にある。歌が天皇代ことにまとめられ、時間の順による配列が為されているのは一見古事記の天皇代ごとの叙述と近似しているかの如くであるが、実は全く異質である。古事記の配列は系譜を辿つた時の必然による順であり、そこには明確な時間意識はない。ところが「古万葉」では、注記に断片的にはあるが制作年時を明確にしようとする意図、時間意識が働いている。題詞にそれが無いのは当時の記録の仕方として無かつたということ、時間意識が一般化して記録に現われるようになったのは和歌では文武朝以後であつた。「古万葉」では明らかに編年体の意識が加わつてゐるといふことにおいて書紀のそれと近似する。異伝や左注の扱いも各種の資料を駆使した点で共通するし、持統朝を区切りとする歴史意識の点でも等しい。これは単なる偶然ではなく、近似する歴史感覺の営みによるものであらう。この点に「古万葉」の形成を考える緒がある。

四、編纂時期と編纂者

「古万葉」の形成は書紀の成立とほど遠からぬ長屋王の時代であつた。それは次のような事実を基に推測できる。以下賛歌の偏在やその背景等については、既に橋本達雄氏の優れた意見があり、私の考えもそれに近いが、後の表示に明らかかなように万葉集中の賛歌は各年代に渡つて満遍なくあるのではなく、大きく三つの群をなしてある。その間は空白ともいえる時期で、(イ)の群が約二十一年、(ロ)の群が約十五年もあり、これは単なる資料の不備といつて済ますには余りにまとまりすぎており、この賛歌群の偏在と時期を等しくして高市皇子、長屋王、橘諸兄がそれぞれ



政權を掌握しているのも示唆的だ。人麿の賛歌は広く持統朝のものとして在ったとすべきであろうが、正確には制作年時は不明であり、藤原宮の賛歌は高市皇子の政權下に成ったと思われるので、賛歌に関する限り全てこの時期に制作された可能性も考えられる。ともあれこれを裏返して続めば藤原政權の下では皆無ということである。これは偶然

とするには余りにも出来すぎており、この偏在にはそれなりの理由があったに違いない。(イ)には天武政権を継承した
持統政権の時代相としての特殊事情が考えられ、(ウ)では文治政治等の面で特色のある長屋王の時代がそれに相当しよ
う。そこで思い当たることは父高市皇子を首班とした白鳳の皇親政治への回帰という点であろう。長屋王の誕生は天
武五年とも十三年ともいわれるが、高市皇子薨時前者によれば二十一才、後者でも十三才であり、父の死を葬る人麿
の莊嚴な挽歌は彼の胸に熱くあったに違いない。この長屋王にとって現在を莊嚴に装うとする心の中に白鳳は想起さ
れたといつてよい。過去に生きるのではなく、現在を莊嚴にし未来への志向を以て「古万葉」は長屋王の心中に企画
されたのだと思う。王の時代については川崎康之氏の「伝統的な政治の方式に対するひそかな懷疑」や「一定の反
省」を特色とするが、半面には「その政治の形式を弥が上にも美しく飾りあげてゆこうとする傾向」があったとの指
摘があり、「古万葉」もその志向するところを等しくしていたといえる。諸兄の場合とて事情はさほど違はなかつた
ろうし、藤原政権の下に賛歌の無いという意味もここに求められる。⁽⁹⁾

先に古事記の成立に触れ、記が過去に生きる人々の希求として成書化を見たといったが、これは「古万葉」の意図
したものとはまるで逆であった。一般に古事記と万葉集との連続が説かれ、歌による古事記の継承が万葉集だともい
われるが、⁽¹⁰⁾少くとも編纂の意図という点では別であり、それは歌の質的な面で連続することと矛盾しない。成立の過
程からして記紀と万葉集とはまるで異質であるが、「古万葉」と書紀では現在の必要から過去が想起されるという歴
史感覚の面や、編年体という時間意識、異伝等の資料の扱いといった形態の面では共通する面もある。しかし、それ
は広く体制を支える側の時代の相としての一致であろう。この意味で「古万葉」の形成時期は書紀の成立とほど遠か
らぬ時期に想定できるし、記紀の歌謡と重複しないことから長屋王の時代がそれにもっともふさわしくあるといえ
る。ここにその編纂者も自ずから限定されるのではないか。

歴史感覚、時間意識、資料の扱い等で新しさを身に備えた人々、さらに重要な要素としてことばに對するすぐれた
感受性の持ち主であることが要求される。和歌が「詩」として自覚されるに至ったのは中国の文芸や思想、広く漢籍
に通じていた旅人や憶良の時代を以てだと思われるが、これと傾向を等しくする人々こそ真に編纂者にふさわしい。

先に採録の基準は由緒とか物語性だけでは説けないといひ、第一義に文学性を考え、編纂の動機は長屋王の白鳳回

婦にあるともいいたが、これらは背反する関係にあるのではない。王の白鳳回帰に当っては八由緒、物語V性等が念頭に大きくあつたに相違なく、それは編纂の際に当然加味されたに違いない。ただ、同時代の公的な場で詠まれたと思しき歌が「古万葉」以外にも数多あることや、公私ともごもる作を連ねる「古万葉」の在り方からして、採録に當つて優位を占めたのは文学性であり、この文学性を凌駕しない範圍で由緒物語性は加味されたとみるべきであろう。長屋王は自身懐風藻にも万葉集にも作を残す詩人¹として和歌や漢詩のよき理解者でもあつた。その具体的な現われの一つとして多くの宴が催され、その席上での漢詩や和歌の制作、誦詠という事実を我々は知っている。さらに、旅人や憶良に代表されるようにこの頃「詩」への自覚が急速に深まったことも事実としてあつた。採録編纂に當つて文学意識が働かなかつたという方がむしろ不自然であろう。「古万葉」はこの新しい「詩」の自覚の下に由緒や物語性を加味して形成された歌集であつたのだ。それにしても「詩」の自覚のもとに歌が制作され、記録されることと、それが収集され組織的に編まれるということとは意識の在り方として同一ではない。そこにはもう一つの要因、歌集をものすることの風雅のようなものが考えられねばなるまい。あるいはその要因は完結した過去を書物の形に定着することで自分の世界を確認するという、ある種の歴史意識であつたかも知れない。ともあれ、前者との関連でいうならば、これに直接するのは類聚歌林であろう。「古万葉」に先立って憶良の手で類聚歌林が成つたと思われるが、これは大陸の文物に触れた憶良が大陸の漢詩集に倣つた和歌集として首皇子（聖武）に献呈したものであつた。²この類聚歌林を契機として歌集編纂の気運は醸成され、「古万葉」をへてやがて金村や虫麻呂等の私歌集、人麻呂歌集や古歌集の如きも出現するに至つたと推察される。残念ながら現在類聚歌林の全貌を知る由もないが、これは大陸の詩集の刺激に負う所が大きく、「古万葉」ほどに時代との密接な関わりの中で編纂されたものではなかつたろう。ここに「古万葉」の成立する基盤があつたのだと私は思う。

さて、具体的には私は編纂者を次の如き人物に想定している。長屋王の詩宴に侍した人々は次の十五名である。

境部王、山田史三方、背奈王行文、調忌寸古麿、刀利宣令、下毛野朝臣虫麿、田中朝臣淨足、安倍朝臣広庭、百濟君和麿、吉田連宣、箭集宿弥虫麿、大津連首、藤原朝臣房前、藤原朝臣宇合、塩屋連古麿、その他積道慈も考えられる。また、長屋王の推挙によると思われる東宮侍講には次の十五名が名を連ねる。佐為王、伊部王、紀朝臣男人、日

下部宿弥老、山田史三方、山上臣憶良、朝来直賀夜須、越智直広江、船連大魚、山口忌寸田主、楽浪河内、大宅朝臣兼鷹、土師宿弥百村、塩意連古鷹、刀利宣令。共に当代の碩学だが、その中傍線を施したのは万葉集にも作を残す人であり、両者に渡って名を連ねる者に山田三方、刀利宣令、塩屋古鷹がある。

これらの中特に編纂者にふさわしいと思われるのが佐為王、紀清人、楽浪河内、刀利宣令、山田三方の五名である。佐為王は諸兄の弟に当り、家伝に「風流侍従」とある人物で、近習の婢の恋夫君歌を聞いて婢の侍宿を免じた(16三八五七)こともあり、万葉歌人としてもその名をとどめている(6一〇〇四・一〇〇九)。紀清人は家伝に「文雅」とあり、和銅七年二月国史を撰ばしめられ、養老五年文章、天平十三年七月治部大輔兼文章博士、天平十八年正月中宮西院に雪の宴が催された折、諸兄、家持らと列席している(17三九三二・二六)。楽浪河内は近江朝亡命文人の子であり、家伝に「文雅」とある。万葉集にも二首の歌を残す(6一〇三八・九)。刀利宣令は万葉集に二首(3三三・8一四七〇)残すのみであるが、姓のないところから渡来人と想定され、鳥仏師の後かともいわれる¹²⁾。最後に三田三方は学問僧として新羅に渡り、のち還俗した。慶雲四年四月その学術を賞せられ、布、鍬、塩など賜い、養老五年正月にも学術の師範として絶、糸など賜わった。時に文章博士であり、のち養老六年四月周防守在任中官物を盗んだ罪により除名免官されたが、学術に秀でていた為、その功により許されていた為、万葉歌人でもあった(2二二三・一二五・四五〇八・19四二二八)。

これら五名は共に漢籍の造詣が深い当代一流の知識人というだけでなく、万葉集にも歌を残す歌人たちであった。私はこの五名が「古万葉」の編纂者であることを実証することはできない。ただこの人々でなければ不可能と思われる要素が「古万葉」の中にあるということ編纂者にふさわしいとするのである。その要素の一つに「万葉集」という書名がある。この書の名義については既に多くの意見があり、葉は世で万世の集を意味するとか、葉は木の葉のことで、万の木を葉を多くの歌にたとえた意味とも、また、万世に伝われとの祝福を意味するともいわれる。だが、このいずれであるにせよ誰でもが容易に案出できる類の命名ではない。もっとも「万葉」ということばそれ自体としては顕宗紀(古く四維を固めて、永く万葉に降りしたまふ¹³⁾八出典、梁書武帝紀)や文選、文館詞林などの漢籍にも認められるということであるから独自の案出ではあるまいが、それらを以て歌集の命名に適用したのであれず、ますます

以て常人の爲すところではない。「万葉」という書名は後の古今とか拾遺、千載などという書名とは比較にならないほど類のないすぐれた命名であるといえる。このような書名を案出できるのは広く漢籍の素養があり、同時に和歌にも通じている文人以外にならう。しかしながら「古万葉」の歌数は余りにも少ないという疑問も残るが、「万葉」が「万世」の意であるならば数量の点は決定的な問題とはなりえず、「万の木の葉」という数量の意だとしても、それは漢文特有の誇張表現として理解が可能である。外観の点でも筆による書写であることや、当時の書物が現在とは違つて卷子であつたことを考慮すれば、「古万葉」程度でも体裁上は問題なかつたろうし、逆に数百首もあればかえつて一卷にまとめること自体かなり無理ではなかつたかとさえ思える。

同様に考えられるのが雑歌、相聞、挽歌という部立である。挽歌については文選の部立そのままを借用したと一般に考えられているが、雑歌については文選の雑歌の内容や性質からして雑詩による可能性もあるといわれ、相聞については部立そのものの借用ではなく、文選や漢書、搜神記などに用例を見ることが、これを和歌の部立としたのは編者の独創であるといわれている。⁽¹⁵⁾漢詩集の部立をそのまま借用するのであれば多少の知識を持った者なら容易であつたはずだが、右の如く複雑な過程が想定されるのであれば、やはりこれも漢籍に造詣の深い知識人の爲せるわざとしか考えられない。この意味でも書名の案出と部立とを切り離すのは不自然であり、それらは「古万葉」の編者の手に成るものであつたと思う。「古万葉」が分類も配列も左注もなく、単なる資料としてまとめられてあつたものであれば別だが、現在見るままでないにせよ、それに近い形であつたとすれば、このように整つた歌集が書名の無いままに放置されていたとするのは如何にも不自然であり、別に書名のついていたものであつたとすれば、古集、古歌集の如く後に万葉集として編纂される際に出典は明示されたはずである。また資料としてあつたものが後に編者の手で整理されたのであれば、天皇代による配列方法などは他に踏襲されて然るべきであらう。事実そうでないのは、それだけ「古万葉」は万葉集全体的中でも独自の位置を占めているわけで、それ自体既に「万葉集」という書名を持ち三大部立より成る整つた歌集としてあつたことである。他の十八巻は「古万葉」を規範としながらも時代や編者の違いによつて独自の方向を辿つたもので、それが「古万葉」に増補の形で結びつき、現在見る形の「万葉集」として定着したと私は考える。

五、結

資料の乏しい古代文学にあっては実証可能な領域は極度に狭められているために、勢い点在する事実の破片を寄せ集めてその全容を推察せざるをえない。古代文学の魅力の一面はこの断片を綴り合わせる想像の領域にあるともいえる。問題はその破片をどのような想像の糸で繋いでいったかにあるのだが、私はおよそ事実とはほど遠いものを作りあげるといふ愚をおかしてしまったのかも知れない。

また、最近の研究が微細な点にまで及び、すぐれた成果をあげていることを無視するつもりは毛頭ないのだが、余り細部にこだわってしまうと巨視的な視点の喪失を招く恐れがある。といって細部を無視すれば過去に舞い戻ってしまうわけで、まだ問題は多く残されているが、私なりの方向は示しえたと思う。

(昭和四九年八月、古代文学会での発表に若干の補正を加えた。)

注1 『万葉集撰定時代の研究』五章「万葉集の撰定意識」の項。

2 「万葉集編纂目的の考察」『万葉集大成1』所収。

3 「女帝と歌集」専修国文、創刊号。

4 『古代日本文学思潮論IV』「万葉集形成の問題」の項。

5 大久保正氏『上代日本文学概説』。

6 太田善麿氏「日本書紀の編修と太安万侶」国学院雑誌 七十一卷十一号。

7 「神亀の宮廷歌人赤人」学燈社国文学十一卷三号。

8 『記紀万葉の世界』。

9 この詳細は別に「万葉集卷七行旅歌群——制作時期をめぐって——」古代文学十四号で述べた。
注3に同じ。

11 一部修正しなければならないがこの骨子は「類聚歌林」古代文学六号で述べた。

12 中西進氏『万葉集の比較文学的研究』。

13 小学館版『万葉集1』解説の項。

15 14 小島憲之氏『上代日本文学と中国文学(中)』。
伊藤博氏『万葉集相聞の世界』他。